

山鹿市条例第31号

山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市下水道事業の設置等に関する条例（平成17年山鹿市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「26, 170人」を「24, 910人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。